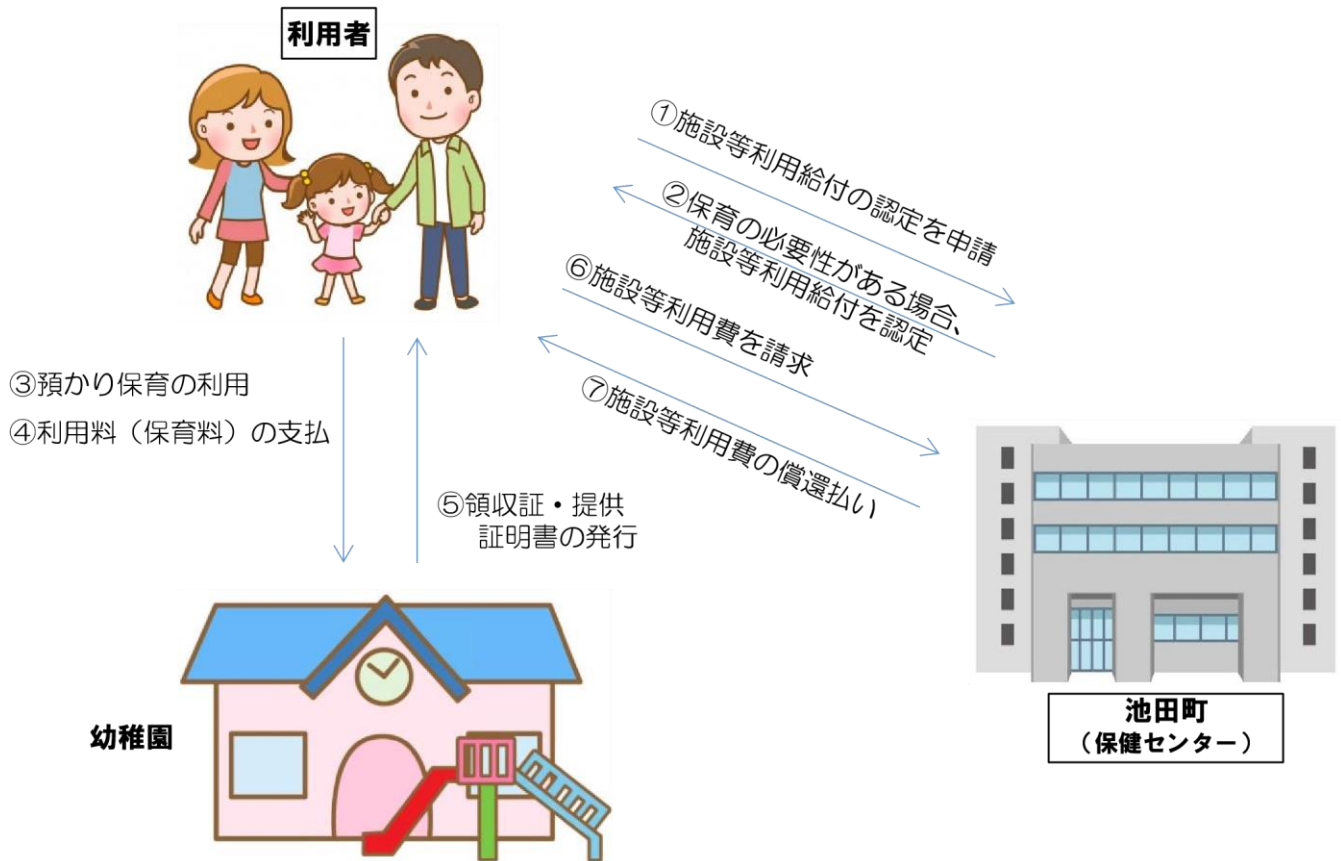
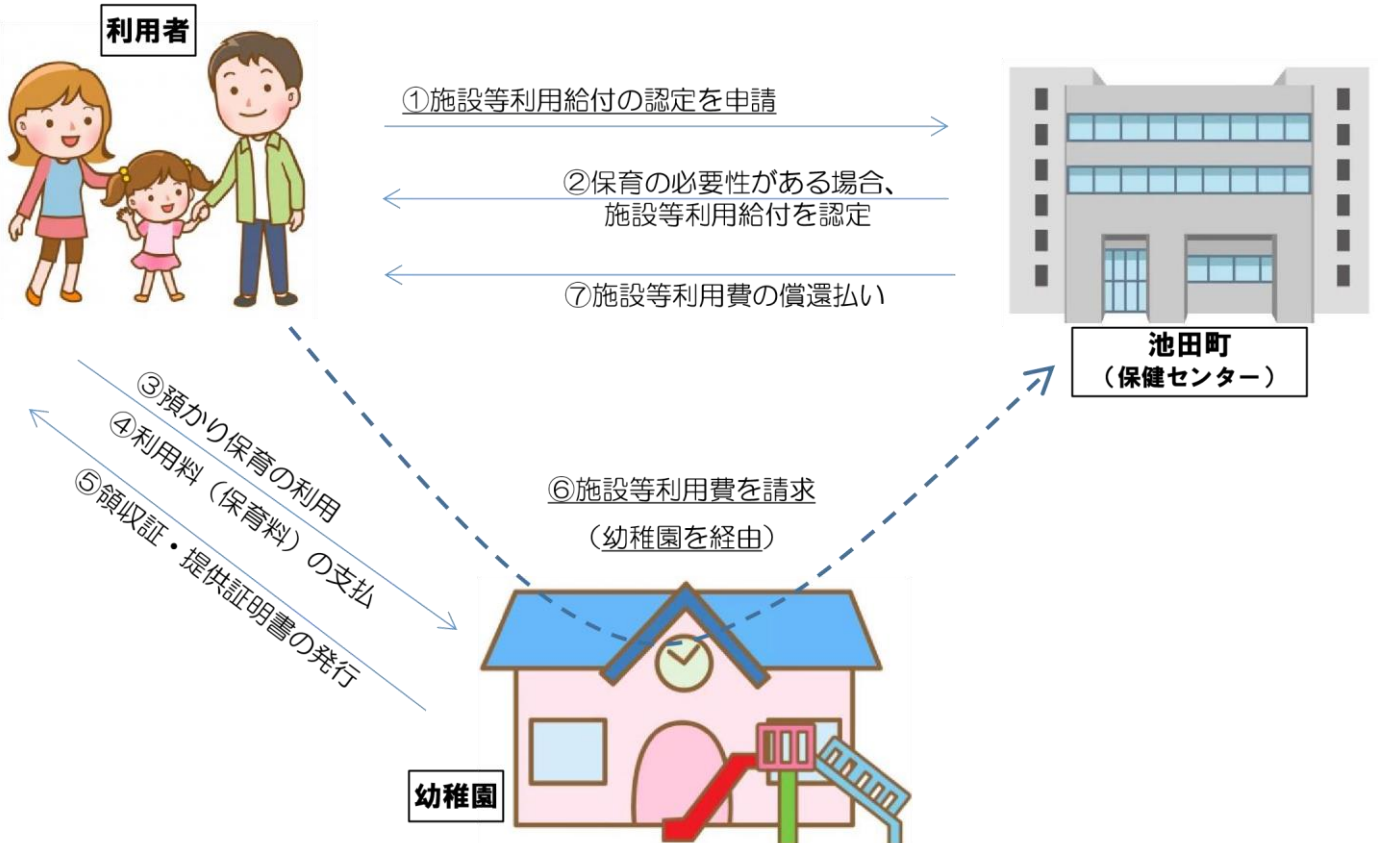


預かり保育の無償化のために必要な手続き

○個別に利用者が町に請求



◎幼稚園を通じて利用者が町に請求



【預かり保育 無償化の手続き①】

『子育てのための施設等利用給付認定（「保育の必要性」の認定）』を受けていただく必要があります。

【前ページの図の①②】

（１）申請書の提出場所

池田町保健センター窓口（担当：子育て支援係 ☎015-572-2100）

（２）申請に必要な書類

○子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書・・・児童1名につき1枚

○就労証明書・・・父母それぞれで必要（児童2名以上の場合も父母各1枚ずつで結構です）

■ 常勤・パート・アルバイト	就労証明書…雇用主の証明
■ 自営業	就労証明書…保護者の署名
■ 内職（条件有）	就労証明書…発注者の証明
■ 病気・負傷	病気等申告書、医師の診断書
■ 障害	病気等申告書、障害者手帳又は障害年金に係る年金証書の写し
■ 病気の看護	病気等申告書、医師の診断書
■ 妊娠・出産	母子手帳の写し(妊娠障害等に関しては病気等申告書、医師の診断書)
■ 求職	ハローワークカードの写し

※今年度、池田保育園の入所を申し込み、町から『保育の必要性の認定』を受けたものの待機児童となり、現在幼稚園で預かり保育を受けている児童は、この申請なしで給付認定を受けることができます。

（ただし引き続き保育の必要性があることが条件）

※申請書の添付書類「就労証明書」で勤務先から証明をもらう場合、時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

【預かり保育 無償化の手続き②】

利用料の無償化は、利用者（保護者）からの申請に基づき、支払った利用料のうち無償化対象額を「子育てのための施設等利用費」として直接利用者に給付する方法により行います。

事前の申請により認定を受けた保護者は、幼稚園に支払った際に交付される領収書・提供証明書を添えて、「施設等利用費請求書」幼稚園に提出してください。幼稚園は、これを取りまとめて町へ提出します。【前ページの下図の⑥】

町は、提出を受けた請求書、領収書、証明書の内容を審査のうえ、無償化の対象額を決定し、保護者が指定する口座に「子育てのための施設等利用費」を直接お支払いします。【前ページの下図の⑦】

参考：保育の必要性の認定基準（池田町）

施設等利用給付の認定（「保育の必要性」の認定）を受けるためには、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が、次のいずれかの事由に該当しなければなりません。

- 1) 家庭外労働：家庭の外で仕事をするので、保育ができない場合（1ヶ月に48時間以上）
- 2) 家庭内労働：家庭で日常の家事以外の仕事をするので、保育ができない場合（1ヶ月に48時間以上）
- 3) 病気、障害、出産など：母親の出産の前後、病気・負傷、障害などで、保育ができない場合
（出産については産前8週間から出産日から数えて8週間が経過する翌日が属する日の月末）
- 4) 親族の看護など：同居で長期にわたる病気や、心身に障害のある人がいるため保護者がその看護に常時あたっているため、保育ができない場合
- 5) 家庭の災害：火災や風水害、地震などの災害に見舞われ、その家を失ったり破損したことによりその復旧の間、保育ができない場合
- 6) 求職活動や職業訓練等：求職活動を継続的に行っていて保育ができない場合
学校に在学している、または職業訓練を受けていて保育ができない場合
- 7) 虐待やDVのおそれがある場合
- 8) 町長が認める前各号に類する状態であること。

参考：無償化の対象となる額の算定方法（預かり保育の利用料）

預かり保育の利用料で無償化される額は、次の①から③の額のうち、いずれか最も低い額となります。

①利用料の実額	②利用日数×450円	③月限度額 11,300円（※）
---------	------------	------------------

※本年度4月1日以降に3歳の誕生日を迎え、年度の途中に3歳児クラスに入園した児童の月限度額は、16,300円

《無償化される額の算定例》 ※2重枠の部分が無償化される額

例1 30分100円の契約（=1時間200円）で、

1日3時間、月7日利用した場合

①利用料の実額 200円×3時間×7日=4,200円	②利用日数×450円 7日 ×450円=3,150円	③月限度額 11,300円
-------------------------------	-------------------------------	------------------

○利用料の実額 4,200円 — 無償化される額 3,150円 = 利用者負担額 1,050円

例2 日額450円の契約で、月5日利用した場合

①利用料の実額 450円×5日=2,250円	②利用日数×450円 5日×450円=2,250円	③月限度額 11,300円
---------------------------	------------------------------	------------------

○利用料の実額 2,250円 — 無償化される額 2,250円 = 利用者負担額 0円